

議事要旨(3) IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（作業部会長）より、IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況の概略について、説明資料[審議事項(3)]に基づき説明があった。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ のれんの非償却に関する説明資料ののれんの償却期間について、日本基準や過去のIFRS や米国会計基準が 20 年を上限としていることが紹介されているが、EU 会計指令の個別財務諸表におけるのれんの償却期間など、より短い償却期間の規定の例もあるため、これらも踏まえた上で議論した方がよい。

- ある委員より、次の質問及び意見があった。
 - ・ のれんの非償却に関する論点の検討の説明資料では、仮にのれんを償却するように「削除又は修正」する場合における論点の検討を行っているが、事務局として「削除又は修正」する方向性を決めているのか。
 - ・ 日本基準におけるのれんの償却は必ずしも保守的ではないと考える。のれんから分離して識別した無形資産の償却年数が短い場合、無形資産を分離して識別せずにのれんを償却するか、無形資産を分離して識別してのれんを非償却とするか、保守主義の観点からは、財務諸表に与える影響は大きく異なる。「削除又は修正」する項目を限定的とするのであれば、のれんの非償却について「削除又は修正」しないことも考えられるのではないか。

これに対して事務局からは、次の回答があった。

- ・ のれんを償却するように「削除又は修正」するかについて、方向性は決めていない。のれんの非償却については、無形資産の識別や耐用年数を確定できない無形資産など関連する論点もあり、全体として検討しなければならず、検討に時間を要する。
-
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 日本基準を出発点とすると償却期間についての説明が難しい。のれんの償却期間について、日本基準の下で実務が機能していることから説明することが考えられるが、無形資産をのれんとは分離して識別するかどうかものれんの償却期間に影響を及ぼすため、無形資産の識別についても考慮を含めて、全体として説明する必要がある。

これに対して事務局からは、次の回答があった。

- ・ IFRS をエンドースする手続であるので、日本基準は出発点ではない。「削除又は修正」を行う場合、削除された項目の代替となる処理について、日本基準を基礎とすることが考えられるが、その場合、国際的に説明が可能か見極めなければならない。
 - ・ 仮に「削除又は修正」を行うとして、償却期間については、様々な見解があるが決定的な論拠はない。のれんの償却期間に関する日本における実務の蓄積から得られた知見に基づいて判断していくことになるのではないか。
- ある委員より、次の意見があった。
- ・ 任意適用を前提とした場合には、国内でのれんを償却すべきかの意見が割れている中では、のれんの非償却について「削除又は修正」を行わないことも考えられるのではないか。
- ある委員より、次の質問があった。
- ・ のれんの非償却と無形資産の識別の関係が的一对で対応しているのであれば、のれんを償却するように「削除又は修正」すると無形資産の識別が不要となるが、無形資産を識別すること自体に会計情報としての要請があるならば、不要とはならない。この点について、米国の非公開会社の会計基準の審議の状況やアジェンダ協議への対応の際の検討状況について教えてほしい。

これに対して事務局からは、次の回答があった。

- ・ 米国の状況について、のれんの償却に関する基準と無形資産の識別に関する基準は同時に公開草案が公表されたが、前者のみが確定し、後者は審議中である。
 - ・ アジェンダ・コンサルテーションへの対応では、IASB に申し入れていくものを選ぶことを目的としていたため、一つ一つの会計基準に対して深く議論したものでは必ずしもない。
- ある委員より、次の意見があった。
- ・ 無形資産の識別に関する日本基準の規定は評価できる。近年の企業買収には、海外の技術やブランドなどの無形資産の受け入れを目的としたものがあり、無形資産の受け入れを目的にしていない場合とは区別すべきである。
 - ・ のれんの償却期間については、経営者がその効果が及ぶ期間を見積もり、決定しているのであり、恣意性を指摘する意見は、固定資産の耐用年数や減損の処理などが経営者の見積りを要求していることとのバランスを欠いている。

- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 説明資料において、IFRS 及び日本基準のいずれとも異なる取扱いを提案している箇所がある。仮に「削除又は修正」を行うにあたり、合理的な考え方を追求する議論を行うのはよいが、明確な根拠がない限り、日本基準にも IFRS にも無い取扱いを採用すべきではない。
 - ・ 「削除又は修正」する項目の検討について、国際的に共感を得られるかどうかを慎重に考慮しながら進めて欲しい。資本性金融商品の OCI オプションについては、IFRS 第 9 号の審議が継続しており、EFRAG がエンドースメント手続を開始していないこともあるため、エンドースメント手続きを先送りし、IAS 第 39 号のみをエンドースする選択肢もあるのではないか。

これに対して事務局からは、次の回答があった。

- ・ 国際的に注目されている中で、「削除又は修正」の内容について合理的な説明をしていく必要がある。そのため、IFRS と日本基準のいずれにもない取扱いは、国際的に日本の考え方に関する説明を容易にする工夫として提案している。
- ・ IAS 第 39 号だけをエンドースすることは考えられるが、一方で、企業が IAS 第 39 号を適用した後に、改めて IFRS 第 9 号に移行することの負担も考慮しなければならない。

以 上